

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

## 1 現 状

### (1)職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間			A(上段) )/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	52.3	23	301,687	351,224円 346,645円	—	—	—	—
うち 清掃職員	56.6	4	403,950	490,397円 474,546円	廃棄物処理業 従業員	43.3	299,800	1.64
うち 調理員	50.4	5	269,520	311,952円 311,952円	調理師	41.0	281,400	1.11
その他	51.9	14	283,957	322,492円 322,492円	—	—	—	—

※ 「平均給料月額」は、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の合計額。

※ 上段はこれら全ての諸手当込みで、地方公務員給与実態調査に基づいた額。

下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算した額。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3ヶ年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

### (2)年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全体	0	0	0	0	0	0	0	2	7	11	3	0	23
清掃職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4
調理員	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	5
その他	0	0	0	0	0	0	0	1	4	8	1	0	14

### (3)その他の給与に関する事項

#### ア 給料表

行政職給料表(二)適用

#### イ 技能労務職に係る特殊勤務手当

手 当 の 名 称	主な支給対象業務	左記業務に対する支給単価
衛生手当	ごみ処理業務に従事	1日につき 600円
運転手当	廃棄物の収集・処理車両及び霊きゅう車の運転業務に従事	1日につき 150円

#### ウ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(57歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

## 2 基本的な考え方

技能労務職については、平成9年度以降退職者不補充職種としており、現在、新規の採用は行っていない。給与面に関しては、国家公務員の行政職給料表(二)を適用しており、今後、国、県、近隣市の動向を注視し、適宜改正等の検討をしていく。

## 3 具体的な取組内容

技能労務職のうち、清掃業務については、昭和56年度の資源ゴミの一部回収委託を皮切りに、以後、可能な業務に関して民間委託を進めてきた。学校給食業務については、平成9年度から市内中学校1校での試行を経て平成12年度から本格的に民間委託を進め、現在、市内14の小・中学校のうち、山間部の3小学校を除く全てにおいて民間委託を実施している。また、平成16年度に特殊勤務手当の全てについて見直しを行った結果、技能労務職に係る特殊勤務手当として現在も支給しているのは、清掃業務の衛生手当と運転手当の2種類のみである。

## 4 その他

技能労務職は退職者不補充職種としているため、今後も可能な業務に関する民間委託の拡充、及び民間委託に伴う技能労務職員の行政職給料表(一)が適用される事務職への任用職種変更なども含めて検討を進めていく。